



千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項及び第7項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成28年12月27日

千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員 加藤 武人
同 内海 和雄

1 監査の種別 地方自治法（昭和22年法律第67号）第29
2条の規定により準用する同法第199条第4
項及び第7項の規定による監査

2 監査実施年月日 平成28年12月27日

3 監査の対象 総務課、資格保険料課、給付管理課、会計室、
議会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員
会事務局

4 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務の執行

5 監査の期間 平成28年4月1日から平成28年10月31
日まで

6 監査の方法

収入、支出、契約等に関する事務が適正かつ効率的に執行されてい
るかについて、関係書類の提出を求め、関係帳簿等との照合を行うと
ともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

7 監査結果

平成28年4月から10月までの収入、支出、契約等に関する事務
の執行状況について監査した結果、財務関係法令等に基づき適正に執
行されているものと認められた。